

田原市健康づくりリーダー養成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康たはら21第3次計画（令和7年3月策定）に基づき、市民の健康づくり（運動分野）を推進する人材を育成するため、健康づくりの指導者を養成する研修会等を受講した市民に対し、市が予算の範囲内において交付する田原市健康づくりリーダー養成事業助成金（以下「助成金」という。）に関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象研修会)

第2条 助成の対象となる研修会は、公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団が開催する愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修会（以下「研修会」という。）とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 市税に滞納がない者
- (3) 毎年度4月1日以降に研修会を受講し、愛知県健康づくりリーダーバンクに登録した者（見込みの者も含む）
- (4) 愛知県健康づくりリーダー連絡協議会東三河ブロック田原支部に加入している者で、今後、市及び地域の依頼に応じて、健康づくりリーダーとして運動指導等を行う者（見込みの者も含む）

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、研修会の受講に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 研修会の受講にかかる往復の旅費
- (2) その他市長が必要と認める経費

2 前項第1号の旅費の計算は、市の職員の旅費の計算の例による。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内とする。ただし、当該助成金の額が、1万6,000円を超えるときは、1万6,000円とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 助成金の交付は、1人につき1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、研修会最終開催日から起算して30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市健康づくりリーダー養成事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者から田原市健康づくりリーダー養成事業助成金に関する同意書（様式第1号の2）の提出があり、田原市において確認が可能な場合は第2号の書類の提出を省略することができる。

- (1) 愛知県健康づくりリーダーバンク登録証の写し
- (2) 市税に滞納がないことを証明する書類

2 前項の交付申請において、やむを得ず前項各号の添付書類の提出ができない場合は、申請書兼実績報告書にその理由等を記載しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認

めたときは助成金の交付の決定及び助成金の額を確定(以下「交付決定等」という。)し、田原市健康づくりリーダー養成事業助成金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする者が多数の場合は、予算の範囲内で助成対象者を決定するものとし、その審査基準は、市長が別に定めるものとする。

3 市長は、助成金の交付決定等に当たり、次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 助成金の交付年度以降において3年以上、愛知県健康づくりリーダー連絡協議会東三河ブロック田原支部に加入し活動すること。

(2) その他市長が必要と認めること。

4 第1項の規定による審査の結果、助成金を不交付としたときは田原市健康づくりリーダー養成事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 交付決定等を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、当該助成金の交付を辞退しようとするときは、田原市健康づくりリーダー養成事業助成金交付申請取下げ申出書(様式第4号)により市長に申し出るものとする。

(助成金の交付等)

第9条 市長は、交付すべき助成金の額を確定したのち、田原市健康づくりリーダー養成事業助成金請求書(様式第5号)に基づいて助成金を助成事業者に交付するものとする。

(助成金の取消し)

第10条 市長は、助成事業者が申請書等の虚偽の記載その他不正行為等により助成金の交付を受けた場合、又は第7条第3項の規定により付した交付条件を履行できないと認めた場合は、助成金の交付を取り消すことができるものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付を取り消す場合において、既に助成金が支払われているときは、当該助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に助成金を返還しなければならない。

3 前項に規定する期間内に返還しないときは、田原市補助金交付要綱第13条の規定に準じた遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定については同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和８年３月３１日から施行する。

